

有害物ばく露防止対策補助金事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、有害物ばく露防止対策補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の第2類物質に規定された溶接ヒュームの改正時に設けられた経過措置により、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定（以下「有害物ばく露測定」という。）する中小企業事業者等に対し、当該有害物ばく露測定、分析等に要する経費の一部に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付することにより、屋内作業場での作業環境改善及び有効な呼吸用保護具の選択を促進し、もって労働災害の防止に資することを目的とする。

第2 事業内容

有害物ばく露測定を実施する者に対し、当該有害物ばく露測定、分析等に要する経費の一部に対する間接補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 間接補助金の交付事業

1 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる者は、別表の第1欄に掲げる有害物ばく露測定の実施者とし、補助事業者は、有害物ばく露測定等に要する経費のうち、同表第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

2 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する中小企業事業者

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次のイからエまでに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) その他厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

3 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表の第4欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

4 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

(1) 広報・個別相談業務

- ア 間接補助金の公募及び広報
- イ 有害物ばく露測定及び間接補助金に対する個別相談への対応

(2) 間接補助金審査等業務

- ア 間接補助金の交付決定に関する審査基準の作成等
- イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- ウ 上記業務の付帯業務

5 交付規程の内容

交付要綱第18条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱に準じた事項及び実績報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

6 間接補助金の公募

- (1) 補助事業の実施期間内に2回以上の公募期間を設け、間接補助金の予定額を割り当て、3か月ないし6か月程度の期間を空けて公募する。それぞれの募集期間は60日程

度とする。

(2) 公募は、原則として郵送により受け付けることとする。

(3) 再申請

申請の審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者については、同一年度のその後の公募期間に再度申請をすることができる。

(4) 申請の取下げ

申請後、交付決定前又は現に間接補助金を交付する前において、申請者から申請の取下げがあった場合には、補助事業者は速やかに事務処理を止め、交付決定を解除した上で、速やかに関係書類のすべてを申請者に返却する。

7 間接補助金の交付決定

(1) 補助事業者は、間接補助金の交付決定を行うに当たり、以下の事項が確保されていることを確認する。

ア 申請者が2(1)及び(2)のいずれかに該当すること

イ 申請者が、雇用保険、労災保険、社会保険等に参加しているとともに、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

① 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

ただし、労働基準関係法令(※)違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

② 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

③ 申請者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。)ではなく、申請者の役員等が暴力団員(同法第2条第6号に定める暴力団員を言う。以下同じ。)ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

④ 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基

づく企業名の公表をされていないこと。

ウ 有害物ばく露測定が別表の第2欄の基準に適合すること。

エ 有害物ばく露測定の実施件数が、当該金属アーク溶接等作業に従事する者の数を超えないこと。ただし、金属アーク溶接等作業従事労働者数が1名である場合を除く。

(2) 間接補助金の交付決定

ア (1) の要件を満たす申請者から申請された間接補助金の総額が、公募期間ごとの間接補助金の予定額を上回った場合、補助事業者は、次に掲げる計算方法の合計点の高い申請者から順に間接補助金の予定額に達するまで交付決定を行う。具体的な加点の配分は、補助事業者が厚生労働大臣の承認を得て定める。

- ① 事業場の規模：労働者数が少ない方を優先して加点する。
- ② 作業頻度：申請された金属アーク溶接等作業従事労働者の当該金属アーク溶接等作業時間が長い方を優先して加点する。
- ③ 測定方法：作業環境測定機関に所属している作業環境測定士のうち、個人サンプリング法の登録を受けている作業環境測定士が実施したものを優先する。

8 実績報告及び間接補助金の額の確定等

(1) 実績報告及び精算払い請求

間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助者」という。）は、当該決定に係る有害物ばく露測定を実施した後、遅くとも令和4年2月末日までに、補助事業者へ実績報告及び精算払い請求を行わなければならない。実績報告書及び精算払い請求書に記載すべき事項、添付すべき証拠書類並びに報告等期日等については、厚生労働大臣の承認を得て補助事業者が定める。

(2) 補助金の額の確定等

補助事業者は、実績報告を受けた場合には、審査の結果、その報告に係る間接補助対象経費が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助者に通知するものとする。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、間接補助金の額を確定した後、遅滞なく間接補助金を支払うものとする。ただし、実績報告及び精算払い申請が令和4年3月1日以降になされた場合は、当該申請に係る間接補助金の支払いを行わないことができる。

9 電子情報処理組織による申請等

申請者及び間接補助者は、以下の申請等について、間接補助者は、8の(1)で定める実績報告及び概算払い請求に当たっては、様式第1号から様式第13号に定める事項その他必要な事項について、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

申請者：6の(2)で定める申請、6の(3)で定める再申請、6の(4)で定め

る申請の取下げ

間接補助者：8の（1）で定める実績報告及び概算払い請求

10 電子情報処理組織による処分通知等

補助事業者は、7に定める間接補助金の交付決定、8の（2）で定める補助金の額の確定等について、助成事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、様式第1号から様式第13号に定める通知その他必要な通知について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

11 有害物ばく露測定及び間接補助金に対する個別相談への対応

（1）補助事業者は、4（1）イの個別相談の対応について、全国からの有害物ばく露測定及び当該間接補助金に関する相談に対し、作業環境測定士等の専門家による適格な助言・指導等を行うこととする。事業場からの相談は主に電話によるものと想定しているが、メールを使用した相談についても受け付けることとする。

（2）電話相談の受付時間は月曜日～金曜日（祝日、8月9日～13日（夏季休暇）及び12月29日～1月3日（年末年始）を除く。）の9時～17時までとする。メールによる相談は随時受け付けることとするが、原則として相談電話の受付時間に対応することとし、可能な限りメールが到着した当日又はその翌営業日までに相談者に対し回答等の連絡を行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡散を防ぐため、外出自粛要請が出される等の感染リスクが高い期間については、相談の受付時間を10時開始として差し支えない。

① 個別相談の受付時間等

相談電話の受付時間は月曜日～金曜日（祝日、8月9日～13日（夏季休暇）及び12月29日～1月3日（年末年始）を除く。）の9時～17時までとする。メールによる相談は随時受け付けることとするが、原則として相談電話の受付時間に対応することとし、可能な限りメールが到着した当日又はその翌営業日までに相談者に対し回答等の連絡を行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡散を防ぐため、外出自粛要請が出される等の感染リスクが高い期間については、相談の受付時間を10時開始として差し支えない。

② 個別相談の受付体制等

- 本事業で使用する専用電話回線は、インターネットプロトコル電話の回線を使用する。

なお、当該回線が通話中の場合も代理応答等により受付時間中は常時対応可能な体制を整えること。その際の代理応答等の方法については、本事業を受託する者の既設の固定電話等、回線の種別を問わないものとする。

なお、回線の敷設に係る工事費、当該電話回線使用に係る経費については、

補助事業者が負担することとする。

- メールによる相談は、電話による相談を補完するために用いるものであり、相談者がメールでの回答を希望する場合を除き、電話による回答をして差し支えないものとする。そのため、相談者からのメールには相談者の氏名、事業者名、連絡先電話番号、相談内容が必須となることを記載すること。相談を受け付けるためのメールアドレスは、補助事業者が使用しているドメインを使用し、本業務に専用のもを設けること。また、必須事項の記入を求めるため、いわゆる「問い合わせフォーム」等を活用することは差し支えない。
- 1か月当たりの相談の件数は電話とメールを合わせて概ね100件程度を見込んでおり、事業者からの相談に対応する者（相談員）として、作業環境測定士等、作業環境測定手法及び換気設備等に係る工学的な知識を有する者を1人置くこと。
- 相談を希望する事業場側からの電話料金については相談を行う事業場の負担とする。

12 付帯業務

補助事業者は、4（2）ウの付帯業務について、8（1）の間接補助者からの実績報告書を求める際、添付すべき証拠書類として有害物ばく露測定を実施した結果を求めることとし、当該結果について、申請者毎に、業種、作業内容、労働者数、金属アーク溶接等作業従事労働者数、有害物ばく露測定結果等を取りまとめ、交付要綱第14条の実績報告書の提出とともに提出すること。

13 協議

補助事業者は、上記1から12に定める事項のほか、事務処理に当たって生じた疑義は随時、厚生労働省労働基準局長と協議するものとする。

第4 不正の防止

1 交付決定の解除等

補助事業者は、間接補助者に下記の事実が認められた場合には、交付決定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 間接補助者が、間接補助金を有害物ばく露測定以外の用途に使用した場合
- (2) 間接補助者が、第3の1から7に規定する事項への違背のほか、不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (3) 間接補助者が、暴力団排除の誓約事項に違反した場合
- (4) 間接補助者が、補助事業者又は大臣の指示に従わない場合

2 間接補助者からの返還額等の取扱

補助事業者は、上記1の解除を行った場合は、すでに当該解除に係る部分に関し間接補助金が交付されているときは、期限を附して当該間接補助金の返還を命ずるものとする。

る。

3 秘密の保持

補助事業者は、本補助事業の実施に当たり知り得た個人又は申請者等の情報について適切に管理する体制を整え、その秘密を保持する。

4 暴力団排除に関する誓約

補助事業者は、間接補助者による暴力団排除に関する誓約事項について、間接補助金の交付前に確認しなければならない。

第5 指導監督等

1 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

2 大臣は、第4の2に基づき、間接補助者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 間接補助金の対象となる有害物ばく露測定	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
<p>作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）別表第4号に掲げる作業場での分析を行うことができる作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号の作業環境測定機関に委託し有害物ばく露測定を実施する中小企業事業者</p>	<p>次に掲げる有害物ばく露測定及び分析等に要する経費</p> <p>①金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器（サンプラー及びポンプ）を装着することによる溶接ヒュームのばく露測定に関するデザイン及びサンプリング</p> <p>②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析</p> <p>③作業環境測定士派遣料</p>	<p>有害物ばく露測定及び分析等1名当たり4万円</p>	<p>ア 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。</p> <p>なお、申請できる金属アーク溶接従事労働者の人数は当該事業場のうち1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は8万円を上限とする。</p>